

医 療 機 関 各 位

白石市長 風 間 康 静



子ども医療費助成の助成範囲拡大について（通知）

日ごろより市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、第五次白石市総合計画に基づいた子育て支援の向上と、景気低迷による子育て家庭における経済的な負担軽減を図るため、平成25年4月診療分から、子ども医療費助成の助成範囲を拡大し、**外来医療費の助成を、小学校卒業相当の年齢まで引き上げる**こととしました。

下記の内容で実施していきますので、ご承知いただきますとともに、制度の円滑な運営について、特段のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

●拡大対象（現行は入院が中学校卒業相当の年齢まで、外来は小学校就学前まで）

平成25年度に新小学1年生～新小学6年生となる児童の**外来医療費**。対象者の方に対して、**入院・外来兼用(ピンク色)の医療費助成受給者証を発行(※1)**します。

宮城県内の医療機関は原則、**現物給付(窓口負担なし)**で診療費の一部負担金(※2)を助成し、宮城県外の医療機関については、**償還給付(医療機関でいったん支払い、後日、指定口座に支給)**となります。

※1. 受給資格登録申請を済ませていない児童については、健康推進課での新規申請が必要となります(受け付けは随時実施)。

※2. 高額療養費や入院時の食事療養費、保険適用外分などは引き続き助成対象外となります。

●その他 中学生は引き続き入院のみの助成で、所得制限も引き続き設けます。基本的に平成25年4月診療分以降の医療費が助成対象となりますが、受給者証交付前に受診した医療費は、助成できない場合がありますので、受給者証内の有効期間開始日にご注意ください。また、入院患者の方には、医療費助成受給者証に加えて、加入する医療保険者から**限度額適用認定証**を取得するようご案内願います。

担当：健康推進課総務係 吉本・小室

電話：0224-22-1362（内線641・647）

FAX：0224-22-1320

子ども医療費助成

平成25年4月診療分から 外来医療費の助成範囲を拡大します

本市では、第五次白石市総合計画に基づいた子育て支援の向上と、景気低迷による子育て家庭における経済的な負担軽減を図るため、平成25年4月診療分から、子ども医療費助成の助成範囲を拡大し、外来医療費の助成を小学校卒業相当の年齢まで引き上げます。

●拡大後の助成内容

・入院…出生～中学校卒業相当の年齢

・外来…出生～小学校卒業相当の年齢

※中学生は引き続き入院のみの助成。

※「外来」とは、保険診療の自己負担相当分です。眼科や歯科、調剤薬局はもちろんのこと、保険が適用される柔道整復なども助成対象になります。

※健康保険対象外の自己負担分（健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代など）や入院時食事療養費、差額ベッド代などは助成対象外になるため、窓口でのお支払いが必要になります。

※入院医療費に高額療養費が発生した場合、高額療養費は自己負担となりますが、子ども医療費助成受給者証に加えて、加入する医療保険者から限度額適用認定証を取得すると、医療費（診療費）の自己負担が完全なくなります。

※宮城県外の医療機関を受診した場合や、この受給者証が使用できない健康保険に加入されている方（全国左官タイル塗装業国民健康保険組合など、一部の国民健康保険組合に加入されている方）は、窓口でいったん医療費をお支払いいただき、後日、登録した口座に払い戻しを受ける必要があります（領収書を添付して助成申請書を健康推進課に提出）。

●助成を受けるには、受給資格登録申請が必要（下記①に該当しない方）です。

①子ども医療費助成受給者証(入院専用)をすでにお持ちのお子さま→手続き不要(自動更新)

※所得制限により、現在は登録のみとなっているお子さまも手続き不要です。

※新小学6年生までの方で、現在、入院専用の受給者証(緑色)をお持ちのお子さまについては、入院・外来兼用の受給者証(ピンク色)を3月末日までに郵送します。

※未就学のお子さまの受給者証はあるが、小学生のお子さまの受給者証はない場合
→小学生のお子さま分のみ、受給資格登録申請が必要です。

② ①以外の方→受給資格登録申請が必要です。

※受給者証交付前に受診した医療費は、助成できない場合がありますのでご注意ください。
できる限り、平成25年4月前に受給資格登録を済ませられますようご案内します。

※受給要件として所得制限があり、制限額を超える所得（保護者）がある方については受給者証を交付することができません。登録のみとなります。

※現在、心身障害者医療費助成や母子・父子家庭医療費助成を受給しているお子さまも、**子ども医療費助成が優先**となりますので、子ども医療費助成の受給資格登録がお済みでない方は、新たに申請が必要となります。

■所得制限の限度額表

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得限度額	340万1千円	378万1千円	416万1千円	454万1千円	492万1千円

※社会保険料控除（一律8万円）、医療費控除、障害者控除などがありますが、詳しくはお問い合わせください。

※審査の結果、登録のみとなった方も、年に1回(9月)、その後1年間該当するか否かの通知をお送りできますので、できる限り受給登録を行われますようご案内します。

●**受給資格登録申請に必要な物**

- ①子どもの被保険者証(保険証)
- ②保護者(原則として保険証上の扶養者)の預金通帳
- ③印鑑(シャチハタ印は不可)
- ④保護者の住所が、平成24年1月1日において白石市外にあった方は、保護者の「平成24年度(平成23年分)所得課税証明書」が必要となります。

※平成24年1月1日にお住まいだった市区町村で発行を受けてください。白石市に住所があった方で、税未申告等でない方は、④は不要です。

※④は、平成23年分の所得情報と課税状況が分かる証明書です。受給資格登録申請に際しては、合計所得金額や扶養人数、控除額などが記載されているものが必要となります。

内容が把握できる証明書であれば課税(非課税)証明書でも可能です。

※未就学児の子ども医療費助成受給者証があり、昨年9月の更新時に所得課税証明書を提出している方も、④は不要です。

※①②は、現物とコピーを持参してください。なお、通帳については、表紙と表紙裏(1-2ページ)の2枚をお取りいただきますようお願いいたします。

※郵送による受け付けも行いますので、希望される方は、申請書に必要事項を記入・押印の上、①②のコピーを添付して、健康推進課までお送りください(切手が別途必要になります)。

なお、送付用の封筒には、下記の送付用ラベルを切り取ってご使用ください。

※記載内容などに不備が確認された場合は、訂正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

●**その他**

受給資格登録申請の受け付けは、随時行っています。平成25年4月より前に受給資格登録を済ませた場合、入院医療費は、受け付け完了直後から助成対象となりますので、4月前にお子さまが入院した場合は、速やかに健康推進課までご連絡いただきますようお願いいたします。

●**申請・問い合わせ先**

白石市大手町1番1号 健康センター1階
白石市民生部健康推進課 ☎22-1362

〒989-0292

白石市大手町1番1号

健康センター1階

白石市民生部健康推進課

総務係 行き

【子ども医療費助成 受給資格登録申請書在中】